

## 建築基準法第43条第2項第一号の規定に関する認定基準

### 第1 趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第一号の規定により、特定行政庁が「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」と認める基準を、次のとおり定めるものである。

### 第2 運用方針

法第43条第2項第一号の規定に基づく認定をするにあたって、第3の認定基準に適合するものを認定対象とする。

ただし、建築計画の内容、敷地の周囲の土地利用の状況等からみて、この基準によることが必ずしも適切でないと思われる場合にあっては、それぞれの規定の趣旨に従い、総合的な判断に基づいて運用する。

### 第3 認定基準

1. 道、建築物に関する基準は、(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

(1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第10条の3に関する基準

ア 避難及び通行の安全上必要な道に関する基準

避難及び通行の安全上必要な道の基準は、(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 農道等の公共の用に供する道であること

- ・当該道は農道等の公共の用に供する道（土地改良事業による通路、河川管理用通路等を含む。）で、公的機関の管理に属し、かつ、当該道の通行に関する管理者の了解等が得られたものであること。
- ・当該道は法第42条の道路に有効に通ずるまで、幅員は4メートル以上であること。
- ・建築物の利用上支障がなく、非常時に避難が可能な程度に通路としての実態が備わっていること。

(イ) 位置指定道路の基準に適合する道であること

- ・建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。）第144条の4第1項各号に掲げる位置指定道路の基準に適合すること。
- ・愛知県道路位置指定基準のうち、第3から第5、第7から第10及び第11第2項に適合すること。この場合、「指定道路」は「道」と読み替えるものとする。
- ・規則第10条の4の2第2項に規定する承諾書を添えること。

イ 利用者が少数である建築物の用途及び規模に関する基準

・ア (ア) の道の場合

延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が500平方メートル以内で、別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途以外のものであること。

・ア (イ) の道の場合

延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が500平方メートル以内の住宅（附属する車庫、倉庫等を含む。）であること。

この基準において、住宅とは一戸建て住宅、長屋、法別表第2（い）項第二号

に掲げる用途をいう。

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第17条第1項の規定により読み替えて適用する法第43条第2項第一号の特例適用建築物に関する基準

- ・同法第6条第3項に規定する空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物又は空家等の跡地に新築する建築物であること。
- ・その敷地が幅員1.8メートル以上4メートル未満の道（法第43条第1項に規定する道路に該当するものを除く。）に2メートル以上接すること。
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第12項の規定により公表された同条第1項に規定する空家等対策計画に定められた同条第6項に規定する敷地特例適用要件に適合すること。

## 2. その他の基準

- ・当該道を法第42条に基づく「道路」とみなした場合において、法第6条に規定する建築基準関係規定に適合すること。
- ・敷地内の汚水、雑排水及び雨水を適切に排出し、又は処理するために必要な施設を設けること。
- ・前項（1）によるものについて、愛知県建築基準条例第7条、第25条の制限対象となるものは本認定の対象外とする。

## 附 則

- 1 この基準は、平成30年10月15日から施行する。
- 2 この基準は、令和5年12月13日から施行する。